

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を確保しつつ、健全に発展していくために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。

さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者への経営情報の適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）に対応した体制を整備し、以って株主や投資家が適正に意思決定を行える環境を構築することにより透明性の高い経営を行っていく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1－4】

当社グループは、リスクとリターンなど経済合理性に加え、事業戦略、取引先との関係などを総合的に勘案し、必要な場合に限り、株式を政策的に保有することを方針としております。

また、当社グループ各社の取締役会は、年次決算の承認の際、これら政策保有株式が当社グループの資本効率に与える影響は非常に軽微であることを確認しております。

さらに、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社グループの保有方針に適合するかどうか、発行会社の企業価値向上を期待できるかどうかなど、個々の株式の個別事情に応じた総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則3－1】

当社は、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）についても、当社ホームページ等の様々な手段により開示を行っております。

(1)経営理念については、当社ホームページ等にて開示しております。中期経営計画について、当社グループは、3カ年計画を作成しているものの、当社グループの業績は、個別の不動産物件の積み上げにより構成されており、特に将来の予見が困難な不動産相場の変動、工事や引渡時期の前倒しや遅延等によって、年間の業績に大きな影響をもたらす場合があります。このような状況で1年以上先の財務数値による経営計画を出すことは株主・投資家の皆様に対して、むしろ誤解を招きかねない情報提供となるため、数値ベースによる中期経営計画は開示しておりません。

(2)当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応え、継続的な企業価値の向上を実現していくため、以下の基本方針に基づきコーポレートガバナンスの強化を図っております。

- ・ステークホルダーとの適切な関係
- ・株主に対する受託者責任を踏まえた経営
- ・適切な情報開示による経営の透明性確保
- ・説明責任を踏まえた株主との建設的な対話
- ・株主の権利・平等性の確保

(3)当社の取締役報酬は、株主総会で決定された総額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間相場を総合的に勘案し、中長期的な会社業績を鑑みた上で、各取締役の具体的な報酬を決定しております。

(4)取締役及び監査役の選任に係る基準については、経営理念を理解・実践し、経営を行う上で必要となるスキル・経験と実績を有し、事業発展に寄与できる人材であることです。特に、求められる適性としては、高い経営的知識・客観的で迅速な判断能力・先見性洞察力・バランス感覚を有していること、役員に足る品格と倫理観を有していること、専門分野における能力・知識・経験・実績を有していることです。

取締役および監査役の選任については、独立社外取締役を構成員に含む取締役会にて検討し、監査役については、監査役会における検討を経て、株主総会にて決定いたします。

取締役・監査役の解任については、役員として不正または不当な行為があった場合、または役員として適格性がないと認められる場合は解任することとしています。解任の手続きについては、取締役会で決定します。

(5)個々の取締役候補者及び監査役候補者について、選任議案を株主総会に上程するに際しては、候補者の選任理由を当該選任議案に係る株主総会参考書類において開示することとしております。

なお、解任については、解任事由が発生した場合のみ、開示を行います。

【補充原則3－1 ②】

現状、自社ウェブサイト等を一部除き外国語による情報開示を行っておりません。当社の株主構成における実質的な外国人の保有状況を踏まえ、今後、必要と判断される場合には、積極的に英語を含む外国語による情報開示に努めてまいります。

【補充原則4－1 ③】

当社は、社長または最高経営責任者等の後継者につきましては、後継計画といった具体的な手続きプランはなく重大な問題と考えており、今後業績、人格、見識等を吟味して、候補者を絞り込み、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、取締役会及び経営会議等の場を通じて、また、グループ全体としても議論してまいります。

【補充原則4－2 ①】

業務執行を担う取締役の報酬は、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間相場を総合的に勘案し、中長期的な会社業績を鑑みた上で決定しております。株式報酬の導入等健全なインセンティブの導入につきましては採用しておりません。継続して研究、検討を重ねつつ、今後検討してまいります。

[補充原則4-10 ①]

当社では、独立社外取締役は2名おり、社外監査役2名と合わせ、役員10名のうち4名は社外役員となっており、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

現時点においては、経営陣幹部・取締役の指名・報酬など重要な事項に関する検討に当たり、社外独立取締役の適切な関与・助言が得られておりますが、今後、独立した第三者専門家のアドバイス等を得て、任意の諮問委員会に発展できるよう、検討を重ねてまいります。

[原則5-2]

中期経営計画について、当社グループは、3カ年計画を作成しているものの開示しておりません。しかしながら、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む中長期的な経営戦略については、対処すべき課題や半期毎の決算説明会および決算説明会資料において適宜報告させていただいております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-7]

当社グループでは、取締役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会での報告・審議・決議を要することとしております。また、当社グループは、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を年1回調査し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示しております。

[補充原則3-1-1]

当社では、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しております。

そのため、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努めております。

[補充原則4-1-1]

当社は、経営の意思決定機関としての取締役会において法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しております。また、経営陣に委ねる範囲については取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役、各部門の職務権限を明確化しております。

[原則4-8]

当社の取締役会は、業務執行取締役5名、社外取締役2名、監査役3名（うち社外監査役2名）、合計10名で構成されております。社外取締役2名、社外監査役2名の計4名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。社外取締役2名は、社外取締役独自の独立した視点から各取締役や監査役、経営陣等と適宜意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役3名（うち社外監査役2名）により構成される監査役会が独自の立場で監査業務を行っており、社外役員5名で十分に経営の監視及び監督は機能できております。

[原則4-9]

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」をもとに、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

[原則4-11]

当社の取締役会の取締役は7名おり、経営企画、仕入、販売、財務経理、人事総務、法務等、各専門領域に関する知識と経験を有した者でバランス良く構成されており、取締役会として実効性と適正規模を両立した構成であると認識しております。

また、当社の監査役会は監査役3名で構成され、うち2名が財務・会計に関する知見を有しており、監査役会としての実効性と適正規模を両立した構成であると認識しております。

当社は、取締役会の実効性の評価が、取締役会の機能をより向上・改善させるという観点から、分析・評価を実施しております。

[補充原則4-11-1]

当社の役員選任の基準は、経営理念を理解・実践し、経営を行う上で必要となるスキル・経験と実績を有し、事業発展に寄与できる人材であることです。特に、求められる適性としては、高い経営的知識・客観的で迅速な判断能力・先見性洞察力・バランス感覚を有していること、役員に足る品格と倫理観を有していること、専門分野における能力・知識・経験・実績を有していることです。新任の取締役については、取締役による推薦、現任の取締役については、その業績評価等を踏まえ、代表取締役社長が候補者を取締役会に推薦し、取締役会において協議の上決定しております。

取締役の役職につきましては、同じく取締役による推薦に基づき代表取締役社長が候補者を取締役会に推薦し、取締役会において協議の上決定しております。監査役については代表取締役社長が候補者を監査役会に推薦し、監査役の同意を得た上で、取締役会において協議の上決定しております。社外取締役・社外監査役については、独立性に配慮して、候補の推薦を行っております。

当社の取締役会メンバーは、取締役7名、監査役3名で構成され、経営企画、仕入、販売、財務経理、人事総務、法務、監査の専門的知識と経験を有した者でバランス良く構成されており、現時点において実効性と適正規模を両立しておりますが、今後、業容の拡大と業務範囲の拡大に応じて、拡充を検討してまいります。

[補充原則4-11-2]

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、当社グループ以外の上場会社の役員は兼任しておらず、業務に支障なく専念できる体制となっております。

[補充原則4-11-3]

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。

役員報酬制度のあり方、後継者育成、社外役員と社内役員の情報ギャップ等の問題について意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。社外役員の求めに応じて、随時、社員役員との情報共有の場を設けるようにし、情報格差是正に努めております。

今後、さらに、当社の取締役会では、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

[原則4-14]

取締役および監査役には、専門的知識を有する人材を候補者として、求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に果たしうる人物を選任しております。特に、業務執行の取締役に当社は当社グループの事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。

新任役員については、必要に応じて役員としての必要な知識の習得を行うために適宜外部の講習等を活用することとしております。これとは別に、社外から選出された新任役員に対しては当社グループの関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行っております。各取締役・監査役がそれぞれの必要性に応じ自主的に参加する講習会等の費用は当社が負担することとしております。

[補充原則4-14-1]

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解すること、これらを継続更新することを目的として、必要に応じて適宜外部の講習等を活用することとしております。

各取締役・監査役が、それぞれの必要性に応じ自主的に参加する講習会等の費用は当社が負担することとしております。

[補充原則4-14-2]

コーポレートガバナンス・コード [原則4-14] に関する当社の状況につきましては、本報告書において開示しております。

[原則5-1]

当社は、株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しております。また、株主や投資家に対しては、決算説明会を年1回開催するとともに、決算説明資料を年2回開示しております。

当社では、取締役経営企画室長をIR担当役員として選任し、IR担当役員が、経営企画室、管理部等、関連する部署を横断的に管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。投資家からの電話取材やスモールミーティング等の申し込みは、経営企画室において、積極的に受け付けており、年1回アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し、社長又はIR担当役員が説明を行っております。また、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
永嶋 秀和	2,795,600	20.55
SCBHK AC EFG BANK AG	1,030,000	7.57
永嶋 康雄	641,300	4.72
日本証券金融株式会社	250,900	1.84
餅田 裕子	224,000	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	206,800	1.52
LGT BANK LTD	194,900	1.43
村山 信也	178,800	1.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	177,000	1.30
奥田 晃久	174,600	1.28

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻村 茂	他の会社の出身者											
北村 章	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻村 茂	○	----	東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」III 5. (3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2015年9月に新たに独立役員に指定するものです。
北村 章	○	----	東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」III 5. (3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2017年9月に新たに独立役員に指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は四半期に1回以上面談し、監査法人から監査の報告を受け、意見交換を行うことで連携を図るとともに、第2四半期及び期末決算における監査報告会議にも必ず出席し、監査役としての意見を述べてまいります。

監査役と内部監査室とは毎月定例の連絡会を開催し、また、監査業務の効率化を図るため共同で監査を行うことで、連携を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三枝 龍次郎	他の会社の出身者										△			
小林 一久	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三枝 龍次郎	○	三枝監査役は、平成元年まで当社と取引のある株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）の業務執行者でありましたが、退職してから相当期間が経過し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。	当社グループと利害関係のない独立性の高い人物を経営陣として参画させることによって、当社取締役会の運営をはじめとするコーポレートガバナンスを適切に維持し、常に企業価値及び株主全体の利益を最大化してゆくことを目的としております。そして、独立役員として選任する三枝龍次郎氏については、このような重責を担うだけの能力、経験、人格を兼ね備えていると判断しております。

小林 一久	○	----	警視庁における豊富な知識・経験等を活かすことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が図れると判断し選任いたしました。
-------	---	------	---

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役である辻村 茂を独立役員として選任しております。伊藤忠都市開発株式会社元代表取締役社長であり、会社経営者としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

社外取締役である北村 章を独立役員として選任しております。野村不動産株式会社元常務取締役であり、会社経営者として豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

社外監査役である三枝龍次郎を独立役員として選任しております。金融業界における経験を活かし、様々な財務・会計に関する知識を有しており、当社におきましても客観的な立場で監査・監督を行っております。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

社外監査役である小林一久を独立役員として選任しております。警察幹部として豊富な経験を有しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員を付与対象者としたストックオプション制度を導入しておりましたが、2020年7月14日に権利行使期間が終了しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
---------------------------------	--

該当項目に関する補足説明 更新

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役に対する報酬については、社内取締役・監査役及び社外取締役・監査役の別に各々の総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、平成23年9月13日開催の第1期定時株主総会において年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額については、平成23年9月13日開催の第1期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

具体的報酬額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長に一任する旨を取締役会決議しており、代表取締役社長は各取締役の職責を勘案の上その額を決定しております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役の取締役会にかかる事項につきましては、管理部がサポートし、その他の事項につきましては経営企画室がサポートしてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監査及び監視を行ってまいります。

(1) 取締役会

取締役会は取締役7名(社外取締役2名を含む)で構成されております。定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行ってまいります。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)によって構成されております。監査役会を毎月開催し、常勤監査役が監査計画に即して行った監査役監査について議論を行い、具体的問題について十分に分析・検討した上で、経営改善に繋げてまいります。また、常勤監査役は取締役会及びグループ経営会議やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査し検証してまいります。

(3) コンプライアンス委員会

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとしております。その統制方針、体制、行動規範を定めたコンプライアンス管理規程を定め、それに基づき当社の代表取締役社長を委員長として各部署より選任された委員によって構成されるコンプライアンス委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討並びに全役員を対象とした研修を行ってまいります。

(4) 内部監査

当社は、内部牽制及び経営効率の向上を目的として、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、年間の内部監査計画に基づく内部監査を行ってまいります。内部監査室は、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、実施・助言を行い、改善指摘事項については、フォローアップ監査で改善確認を行ってまいります。

(5) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を遂行する公認会計士は高尾英明及び新名谷寛昌氏となっており、その補助者は公認会計士8名、その他7名であり、いずれも有限責任 あずさ監査法人に所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役を2名とし、監査役3名のうち2名を社外監査役としています。

また、社外取締役2名及び社外監査役2名を独立役員として選任しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は6月であり、株主総会が9月であるため、集中しない時期となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	モデルルーム周辺エリアにおける清掃作業などの社会貢献活動を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システム構築の基本方針>

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めにより会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- (5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任および実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。
- (3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。
- (4) 監査役は、当社及び子会社の法令順守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときには、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。
- (3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。
- (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会議を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。
- (3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。
- (4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- (2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を確保する。

10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を管理する。
- (2) 当社の役職員が子会社の取締役に就任することにより、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- (5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。
- (6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。
- (7) 子会社において、法令及び定款等に違反またはその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。
- (8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底をはかるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策

の指導、実施の支援・助言等を行う。

(10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。

(11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた体制の整備等＞

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署：管理部総務人事課

不当要求防止責任者：管理部長

(2) 外部の専門機関との連携

特殊暴力防止対策連合会に加入するなど、平素より外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を受けてまいります。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、外部の専門機関の定例会及び研修会に出席し、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用する。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応に関する要領を定め、社内各部に配布する。

(5) 研修活動の実施状況

外部講師を招いての研修会を実施し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

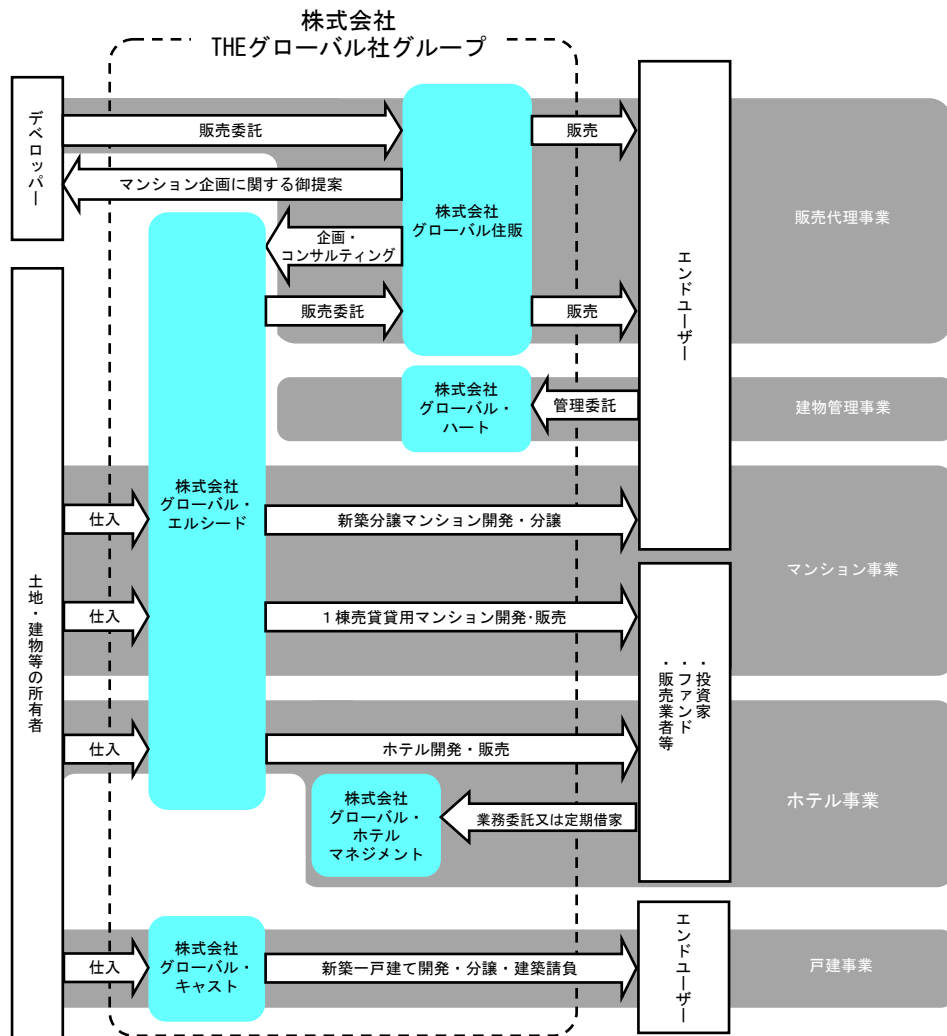
なし

該当項目に関する補足説明

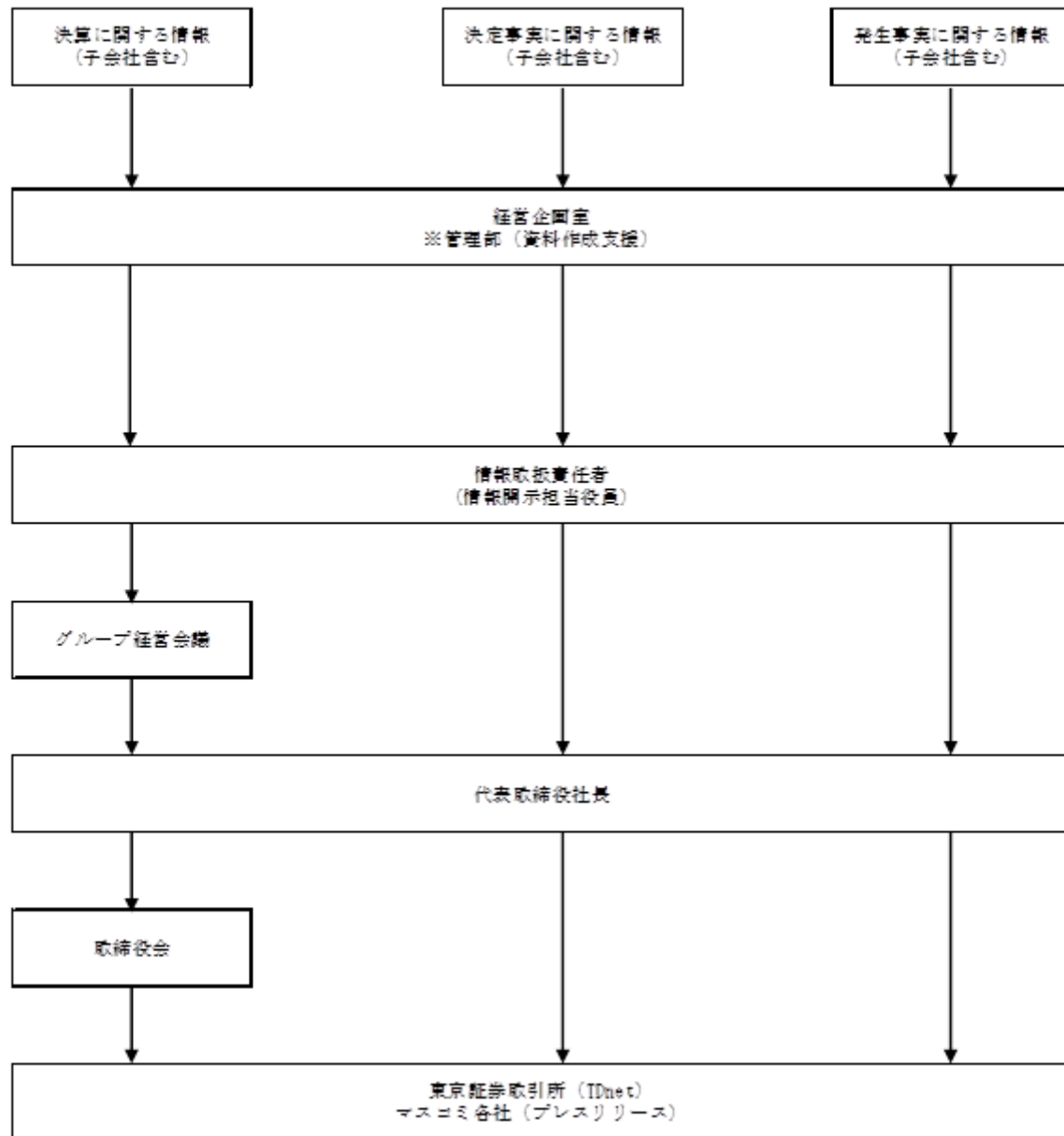
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はありません。



【適時開示フロー(模式図)】



(当社のコーポレート・ガバナンス体制)

